

民間の薬物依存症リハビリテーション施設における 刑事処分歴のある薬物依存症者の実態と 再犯防止に関する一考察

岡坂 昌子¹⁾ 宮本 武晃²⁾ 岩井喜代仁³⁾
福島シヨーン⁴⁾ 平山 晶一⁴⁾

- 1) 浦和大学総合福祉学部
- 2) 青森DARC (Drug Addiction Rehabilitation Center)
- 3) 茨城DARC (Drug Addiction Rehabilitation Center)
- 4) 群馬DARC (Drug Addiction Rehabilitation Center)

1) Department of Comprehensive Welfare, Urawa University, 3551 O-saki, Midoriku, Saitama-shi, Saitama 336-0974, Japan

2) Aomori Drug Addiction Rehabilitation Center, 15-1 Tagawa, Kobasi, Aomori-city, Aomori 030-1272, Japan

3) Ibaraki Drug Addiction Rehabilitation Center, 6847 Kamiyamakawa, Yuuki-city, Ibaraki 307-0021, Japan

4) Gunma Drug Addiction Rehabilitation Center, 144 Hidakamachi, Takasaki-city, Gunma 370-0002, Japan

要約

背景：薬物依存症者の刑務所への再入所率は非常に高い。

目的：民間の薬物依存症リハビリテーション施設に在籍している刑事処分歴のある薬物依存症者の実態を調査し、再犯を防止するための若干の提言を示すことを本研究の目的とした。

方法：13の民間の薬物依存症リハビリテーション施設において、刑事処分歴のある薬物依存症者112名を調査した。

結果：112名の刑務所入所回数は、平均2.0回であった。また、平均2.7回目の刑務所入所の後に薬物依存症リハビリテーション施設に入寮していた。保釈後、あるいは刑務所出所から再逮捕までの期間は、1年以内が55.3%であった。

結論：刑事処分歴のある薬物依存症者は、少なくとも刑務所出所後の1年間は薬物依存症の治療プログラムが必要であると思われた。

キーワード 薬物依存、刑事処分、再犯

1) 浦和大学 総合福祉学部

3) 茨城DARC

2) 青森DARC

4) 群馬DARC

目次

1. はじめに
2. 対象と方法
3. 結果
 - (1) 刑事処分歴の実態
 - (2) 保釈・刑務所出所後から再逮捕までの期間
4. 考察
 - (1) 刑事処分歴の実態に関して
 - (2) 保釈・刑務所出所後から再逮捕までの期間に関して
5. 本研究の限界と今後の課題

1. はじめに

2013年6月13日に改正刑法が成立し、「刑の一部執行猶予制度」の導入が決まった。これは、再犯率の高い薬物依存者などの刑期を一部猶予して、いち早く社会に出し、社会の中で専門的な治療を受けることによって、再犯の防止を図るものである。

また再犯防止以外にも、受刑者の社会復帰を促す狙いもある。刑務所の収容率は平成5年から増加し続け、過剰収容状態であった。平成19年には日本で最初の民間資金活用による刑務所の運営が山口県で開始され¹⁾、初犯で身元引受に問題のない受刑者などが入所し、セコムなどが中心となって整備・運営にあっている。山口県を皮切りに、現在民間資金の活用による刑務所は、島根県、栃木県、兵庫県などでも運営されている。こうした収容棟の増設などもあり、平成23年の収容率は77.2%となっている²⁾。ちなみに平成23年の刑務所内の入所受刑者総数に占める覚せい剤取締法犯の比率は、男子は24.4%、女子は39.7%である。これは平成23年に限られた状態ではなく、男子受刑者の4人に1人、女子受刑者の5人に3人は覚せい剤取締法犯という状態が続いている。

平成19年¹⁾、平成21年³⁾と犯罪白書は「再犯防止」についての特集を組んでいるが、近年の犯罪動向の特徴は、再犯者の増加である。一般刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は平成9年には28.0%であったが、平成23年は43.8%であった。また、平成23年の刑務所への入所受刑者人員に占める再入所者の比率は57.4%であった。前に検挙されたものと同じ罪名で再び検挙された再犯者の比率がもっとも高かったのは、覚せい剤取締法違反（覚せい剤に係る麻薬特例法違反を含む）で、60.1%であった²⁾。

こうした犯罪動向をふまえ、新制度では、3年以下の懲役・禁錮の判決の中で、裁判所が判断し、刑の一部の執行を1年から5年の範囲で猶予する。例えば「懲役2年、うち懲役6ヶ月を2年間の保護観察つき執行猶予」とする判決が出た場合、刑務所を1年半で出所し、その後2年間再び罪を犯さなければ、刑は終了する。

「刑の一部執行猶予制度」は2016年から本格的に施行される。現在は準備期間であり、新制度の詳細はまだ決まっておらず、自立準備ホームや、薬物依存症リハビリテーション施設

などのいくつかの施設で試験的に受刑者を新制度によって受け入れている。しかし、この新制度での出所後の受け皿となる医療機関などは非常に不足している。「平成24年度版犯罪白書－刑務所出所者等の社会復帰支援－」の第7編第2章第4節には、刑務所出所者等の社会復帰支援における民間の協力・参加に関して、民間の薬物依存症リハビリテーション施設のダルク（DARC：Drug Addiction Rehabilitation Center、以下ダルク）との連携の重視が記載されている。ダルクは現在でも刑務所内でのプログラムの実施や、刑務所出所者の仮釈放期間中の受け入れなどを行い、医療機関や家族、精神保健福祉センターや保護観察所と連携しながら、受刑者の出所後のフォローアップをしている。それ以外にも薬物事件に関する心神喪失者等医療観察法^(註1)の対象者の受け入れも行っているが、「刑の一部執行猶予制度」でも刑務所出所者の受け入れ先対象施設となる。

このように近年ダルクは法務省との連携が拡充しており、薬物事犯者の社会内処遇施設としての重要な立場を担っているのだが、実際のところどのような受刑者がダルクに入寮しており、またダルクに入寮することによって、刑務所への再入所を防止しているのかどうかについての具体的な調査は、これまで行われていない。そのため、ダルクに在籍している刑事処分歴のある薬物依存症者の実態を調査し、再犯を防止するための若干の提言を述べることを本研究の目的とする。

ここで、調査対象施設のダルクについて簡単に説明する。ダルクは1985年に一人の薬物依存症者が東京都荒川区に創設した薬物依存症者の回復のための入寮施設型の自助グループである⁴⁾。創設者の近藤常夫は、繰り返される覚せい剤使用のために、病院にも入院治療を断られ、刑務所にも断られたようである（本人は裁判で「今までに覚せい剤をやめるために様々な努力をしてきたが、すべて無駄でした。もう疲れしました。私の今の希望は刑務所に入ることです」と述べたが、判決は「執行猶予」であった）。1980年当時としては珍しく、裁判長から「あなたには通院治療が必要です。自助グループにも通いなさい」と言い渡された。その判決以降、薬物使用は止まったようである。判決後、アルコール依存症者の自助グループ施設に入寮し、1985年に薬物依存症者のための施設を創設した。筆者がダルクに関わりはじめた2000年をはじめ頃には全国に20数ヶ所あったが、2013年現在は70ヶ所以上になる。

2. 対象と方法

東北地方から中国地方までの13の民間の薬物依存症リハビリテーション施設において、2010年4月から5月までに入寮していた全在籍者のうち、刑事処分歴のある者のみを調査対象とした。

調査方法は記名式の自記式質問紙を用いた。記名式ではあるが、本名ではなく、施設内で利用しているanonymous name（ニックネームのようなもの。自分をどのように他者から呼んで欲しいかを、本人が考える）での回答である。各施設に調査票の配布・回収を依頼した。その際、調査への協力は任意とし、協力が得られた者のみ回答してもらった。回収数は120名であったが、高齢者などで多数回にわたり刑務所の出入りを繰り返し、最初の頃の刑

務所の記載しかない者、無回答項目が多い者などの5名を分析から除外した。その他、逮捕されたが不起訴処分になっている者、保護観察処分と少年院送致のみの記載で、逮捕歴の記載がない2名を分析から除外した。有効回答数は、112名（男性95名、女性17名）であった。平均年齢は38.5歳であり、20歳代が14.3%、30歳代が42.0%、40歳代が33.0%、50歳代が8.0%、60歳代が2.7%であった。

刑事処分歴は薬物事犯者（覚せい剤取締法〔覚せい剤等〕、麻薬及び向精神薬取締法〔ヘロイン、コカイン、モルヒネ、マジックマッシュルーム、MDMA、向精神薬等〕、大麻取締法〔大麻等〕、毒物及び劇物取締法〔シンナー等〕）に限らなかった。逮捕時の112名の罪名は、薬物関連法規（n=228）、窃盗（n=44）、傷害（n=34）、道路交通法違反（n=12）、恐喝（n=7）、暴行（n=6）、器物損壊（n=5）、詐欺（n=5）、銃刀法違反（n=5）、恐喝未遂（n=4）、住居侵入（n=3）、殺人未遂（n=3）、無免許運転（n=2）、逮捕・監禁（n=2）、強盗、共同危険行為、自動車運転過失致傷、公務執行妨害、競売妨害、有印私文書偽造、不動産侵奪、賭博開帳図利、殺人（それぞれn=1）であった。逮捕時に「覚せい剤取締法違反」、「窃盗」「道路交通法違反」「恐喝」と複数の罪名がつく者もいれば、「覚せい剤取締法違反」での逮捕のみを繰り返す者、1度目の逮捕は「覚せい剤取締法違反」、2度目の逮捕は「傷害」と、逮捕ごとに罪名が変わる者などもいた。

3. 結果

(1) 刑事処分歴の実態

刑事処分歴の実態を表1に示す。薬物開始の平均年齢は、18.0歳であった。刑務所入所の平均回数は2.0回であり、平均2.7回目の刑務所入所の後にダルクに入寮していた。少年時の事件処分に関しては、47.0%の者が保護観察処分を受けており、少年院送致者は22.4%であった。

1回目（初）逮捕の平均年齢は25.8歳であった。122名のうち、懲役判決の者の割合は12.5%、刑執行猶予の者の割合は76.7%、罰金を支払った者、起訴猶予の者の割合は、それぞれ8.0%、0.9%であった。平均刑執行猶予期間は39.3ヶ月であり、保釈後あるいは1回目刑務所出所後の帰住地は、家族や友人・知人・地元に戻った者の割合が41.1%、ダルクに入寮した者が13.5%であった。

1回目逮捕保釈後、あるいは1回目の刑務所出所後から2回目の逮捕までの平均期間は26.1ヶ月（n=83）であった。2回目に逮捕された者（n=83）のうち、刑務所に入所したものは67名であり、平均在所期間は26.7ヶ月である。

2回目逮捕保釈後、あるいは1回目・2回目の刑務所出所後から3回目逮捕までの平均期間は25.2ヶ月（n=48）であった。3回目に逮捕された者（n=48）のうち、刑務所に入所した者は45名であり、平均在所期間は21.3ヶ月であった。

3回目逮捕保釈後、あるいは1回目・2回目・3回目の刑務所出所後から4回目逮捕までの平均期間は26.8ヶ月（n=35）であった。4回目に逮捕された者（n=35）のうち、刑務所に入所

した者は34名であり、平均在所期間は26.4ヶ月であった。

また、刑務所に入所した回数を図1に示す。逮捕されたものの、刑執行猶予判決や罰金処分などによって、刑務所に行かなかった者の割合がもっとも多く、28.6%であった。次いで、1回刑務所に入所した者の割合が27.7%と多かった。

何回目の刑務所出所後にダルクに入寮したかを図2に示す。もっとも多かったのは、1回目の刑務所出所後にダルクに入寮した者で、22.3%であった。次に多かったのは、4回目の刑務所出所後にダルクに入寮した者で、12.5%であった。

また、ダルクから刑務所に入所した回数を聞いたところ（図3）、0回の者が92.0%であり、8.0%の者がダルクから刑務所に1回入所したと答えた。ちなみに今回の調査対象者に関して、ダルクから刑務所に入所した者は、ダルクのプログラムを終えて社会復帰した者ではなく、ダルクを飛び出した後に逮捕されている者である。

逮捕時使用薬物を表2に示す。逮捕時に、もっとも多く使用されていた薬物は覚せい剤であった。

その他の結果としては、刑務所入所者80名は、北海道から沖縄までの全国41の刑務所、2つの医療刑務所、7つの少年刑務所、1つの拘置所で刑期を過ごした。

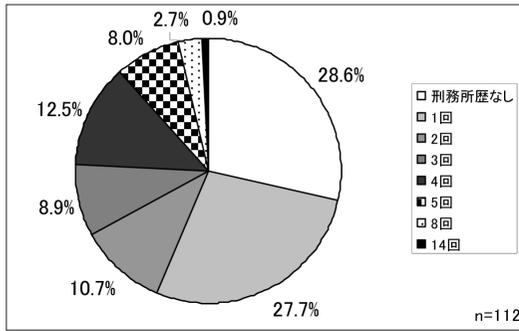
(2) 保釈・刑務所出所後から再逮捕までの期間

保釈・刑務所出所後から再逮捕までの期間を図4に示す。対象は、再逮捕経験者83名である。延べ再逮捕人数は209名である。209名の再逮捕者のうち、32.0%が半年以内に再逮捕されており、55.3%の者が1年以内に再逮捕されていた。

表1 刑事処分歴の実態

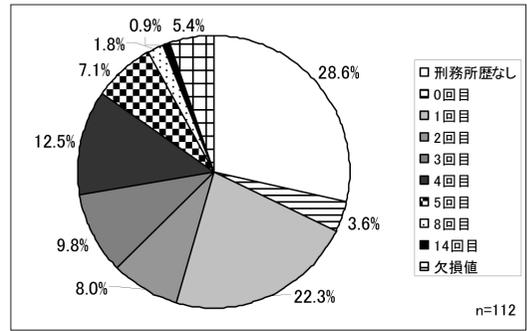
	割合	平均値	最小値	最大値
現在の年齢 (n=112)		38.5±8.5歳	21歳	63歳
薬物開始年齢		18.0±6.5歳	9歳	44歳
刑務所回数		2.0±2.2回	0回	14回
何回目の刑務所でダルクに入寮したか		2.7±2.2回	0回	14回
少年時の事件処分				
保護観察あり	47.0%		0回	4回
少年院送致あり	22.4%		0回	3回
1回目逮捕時年齢		25.8±6.3歳	16歳	45歳
1回目の逮捕判決				
起訴猶予	0.9%			
罰金	8.0%			
懲役(実刑) 仮釈放	8.0%			
懲役(実刑) 満期釈放	4.5%			
刑執行猶予(保護観察つき)	32.1%			
刑執行猶予(保護観察なし)	44.6%			
執行猶予期間				
2年	1.8%			
30ヶ月	0.9%			
3年	53.6%			
4年	17.9%			
5年	2.7%			
刑執行猶予の平均期間 (n=88)		39.3±6.9ヶ月	2年	5年
1回目の逮捕保釈後または出所後の居住地				
自宅・実家・家族・内縁家族	34.8%			
友人・知人	2.7%			
地元	3.6%			
保護会	1.8%			
暴力団関係	7.2%			
ダルク	13.5%			
病院	0.9%			
寺	0.9%			
東京・千葉・横浜・大阪・青森・宮城など県名等の記載	4.5%			
保釈後または1回目刑務所出所から				
2回目逮捕までの期間 (n=83)		26.1±33.6ヶ月	3日	16年
1回目または2回目の刑務所在在期間 (n=67)		26.7±12.9ヶ月	6ヶ月	6年
保釈後または1回目または2回目の刑務所出所後から				
3回目逮捕までの期間 (n=48)		25.2±24.5ヶ月	1日	8年
1回目または2回目または3回目の刑務所在在期間 (n=45)		21.3±9.8ヶ月	5ヶ月	4年
保釈後または1回目または2回目または3回目の刑務所出所後から				
4回目逮捕までの期間 (n=35)		26.8±44.4ヶ月	2日	20年
1回目または2回目または3回目または4回目の刑務所在在期間 (n=34)		26.4±10.9ヶ月	5ヶ月	4年
1回目または2回目または3回目または4回目の刑務所出所後から				
5回目逮捕までの期間 (n=22)		13.1±12.1ヶ月	1日	4年
2回目または3回目または4回目または5回目の刑務所在在期間 (n=21)		22.1±7.1ヶ月	7ヶ月	2年6ヶ月

図1 刑務所入所回数



※刑務所歴なし：刑執行猶予判決あるいは罰金の刑事処分歴の者

図2 何回目の刑務所出所後にダルク入寮したか



※刑務所出所後、直接薬物依存症リハビリテーション施設に入寮したことを示すものではない

図3 ダルクから刑務所に入所した回数

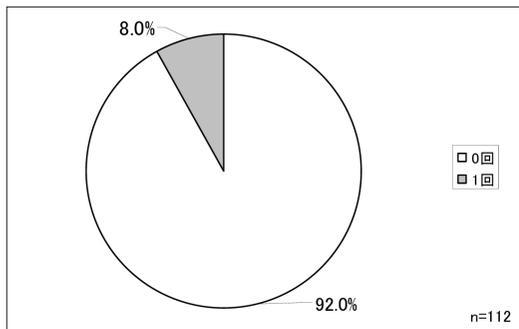
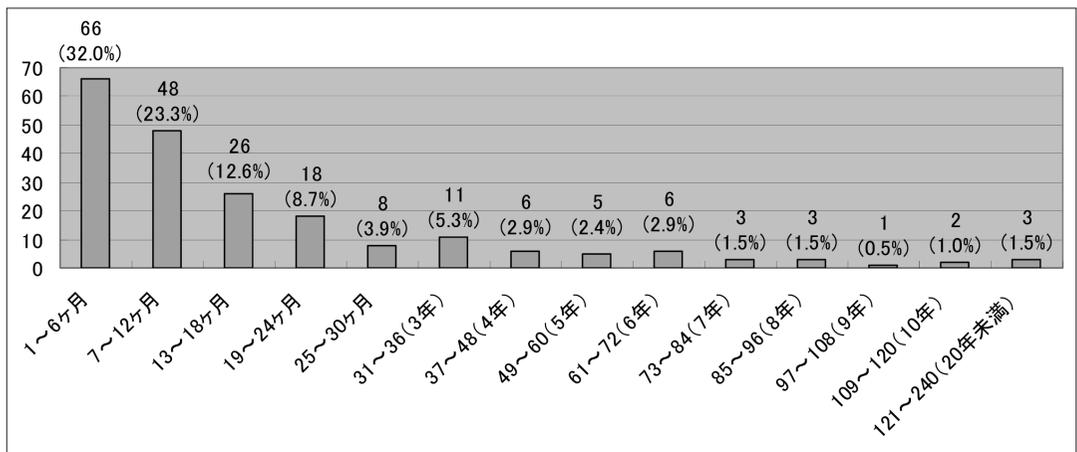


表2 逮捕時使用薬物 (n=112)

覚せい剤	188
大麻	15
シンナー	28
アルコール	1
コカイン	4
ヘロイン	2
MDMA	3
LSD	1
ガス (ブタンガス) ※	
クロロホルム	1
リタリン	1
病院の処方薬	1

※商品はライターガス及びカセットコンロガス等

図4 保釈・刑務所出所後から再逮捕までの期間 (83名が再逮捕経験者、n=209)



4. 考察

(1) 刑事処分歴の実態に関して

今回の調査対象者であるダルク入寮者の要約した刑事処分の履歴を述べる。

薬物の開始年齢は18歳であり、少年時に事件を起こして保護観察処分になった経験がある。薬物開始から9年後の26歳で初めて逮捕される。一回目の逮捕では約8割の者が刑執行猶予判決であるため、そのまま社会に保釈され、4割の者が家族や地元に戻るが、1割の者がダルクに入寮する。刑の執行猶予期間は約3年であるが、社会で3年を過ごす事はできない。1回目の逮捕者 (n=112) のうち、74.1%の者 (n=83) が平均して約2年後に再逮捕される。2回目の逮捕者 (n=83) のうち、80.7%の者 (n=67) が1回目の刑務所入所となり、約2年間を過ごす。2回目の逮捕者 (n=83) のうち、57.8%の者 (n=48) が保釈、あるいは刑務所出所後、平均して約2年後に3回目の逮捕となる。そのうちのほとんどの者 (n=45) が2回目の刑務所入所となり、約2年間を過ごす。3回目の逮捕者 (n=48) のうち、72.9%の者 (n=35) が、保釈、あるいは刑務所出所後、平均して約2年後に4回目の逮捕となり、3回目の刑務所で約2年間を過ごした後、ダルクに入寮する。

単純化はできないが、今回の調査による平均的な像を述べてみると、18歳で薬物開始→26歳で初逮捕→刑の執行猶予3年の判決が出て、家族や地元に戻る→2年後に2回目の逮捕→1回目の刑務所で約2年間の刑期を経て出所→2年後に3回目の逮捕→2回目の刑務所で約2年間を経て出所→2年後に4回目の逮捕→3回目の刑務所で約2年間を過ごし、ダルクに入寮。単純計算すると、26歳の初逮捕以降、3回目の刑務所入所後に38歳でダルクに入寮するまで2年ごとに逮捕→刑務所を繰返していることになる。

生産年齢人口のうち、もっとも働き盛りの年代であると考えられる20代後半から40代前半までの者が、国民の税金を使って刑務所で暮らすことは、日本経済の損失であろう。

今回の調査対象者に関して言えば、1回逮捕された者は、74%の者が約2年後に再逮捕されている。平成19年の犯罪白書¹⁾では、初犯者の5年以内の再犯率を見ているが、覚せい剤取締法違反者は、昭和60年、平成2年、平成7年、平成12年と、いずれの年の初犯者であっても、約3割の者が5年以内に再犯に及んでいる。また、昭和23年から平成18年までの初犯者・再犯者から無作為に抽出した犯罪者のうち、覚せい剤取締法犯の1犯目から2犯目までの再犯期間は、6ヶ月以内の者が11.0%、1年以内の者が16.2%、2年以内の者が21.6%、5年以内の者が27.0%、5年を超える者が24.2%であった。1年以内の再犯者は27.2%、2年以内の再犯者は48.8%である。

また中谷⁵⁾の保護司・保護観察官に対する調査でも、保護観察中の薬物の再使用について、保護観察官の4割弱、保護司の6割弱が、「半数以上」薬物の再使用があると推定している(保護司の方が、保護観察中に面接などで直接、薬物事犯者に接する)。

現行の刑罰システムでは、初犯者には1回目の判決で約3年間の刑の執行猶予期間が与えられる(保護観察なしが多い)。しかし、今回の調査結果や犯罪白書からは、薬物事犯者が釈

放後、社会で3年間を再犯なく過ごすことはできないと思われた。実際、今回の調査対象者の中には、刑執行猶予判決が出ているにも関わらず、刑務所に収監された者が数名見られた。おそらく、刑執行猶予期間中に薬物の再使用が発覚し、収監された者である。例え収監されていないにしても、中谷の調査結果からは、保護司や保護観察官の多くは、薬物依存症者の保護観察中の薬物再使用を疑っており、たまたま薬物再使用が見つかっていないだけの者も多い可能性も考えられた。

今回の調査結果からは、初犯者に対する刑の執行猶予期間は必要ではなく、むしろ初犯者にこそ薬物依存症の治療プログラムが必要であると考えられた。

次に、ダルク入寮後の再犯について述べる。ダルク入寮後に退寮し、逮捕された事のある者は、全逮捕者112名のうち9名であり、8.0%の割合であった。ダルク入寮後に刑務所に入所する者の割合が少ないが、この結果は、現在ダルクに入寮中の者のみを調べた結果であり、ダルクを退寮して社会で働いている者や、逮捕・服役中の者に調査した結果ではないため、短絡的に「ダルクに入寮すれば逮捕される可能性が減る」という結論に至るものではない。しかし、ダルクに入寮することによって、ある程度再逮捕される可能性が低くなる可能性を示した結果であると考えられた。

(2) 保釈・刑務所出所後から再逮捕までの期間に関して

再逮捕までの期間は、半年以内がもっとも多く、次いで1年以内が多かった。1年以内の薬物の再使用がこれほどまでに多いのは何故であろうか。

森田⁶⁾は、神経心理学的検査や心理テストなどを用いて、ダルクにおける薬物依存症者の断薬期間による回復過程について調査している。それによると、断薬初期群（2ヶ月以下）は、認知機能は低く、抑うつや疲労感も低く、活気が高かった。断薬中期群（2ヶ月より長く9ヶ月以下）は、認知機能は高くなり、抑うつや疲労感が高く、活気が低かった。断薬後期群（9ヶ月より長い）は、認知機能は中期群よりさらに高く、抑うつや疲労感が低く、活気が高かった。この結果からは、回復過程として、認知機能が低い断薬初期の頃は活気があって過ごしているが、認知機能が改善していくにつれて、自分が置かれている状況などから、心理的には2-9ヶ月頃に抑うつや不安、疲労感が強くなり、認知機能が更に改善されるにつれて、また活気が出てくるといった回復が考えられた。

森田の調査結果からは、断薬後2ヶ月以内は認知機能が低く、薬理作用もまだ継続しており、気分も良い状態であるため、薬物再使用に関して非常に危険な状態であると考えられる。また断薬後9ヶ月以内でも、認知機能は改善しているものの、あるいは認知機能が改善しているがゆえに、心理的な危機状態にあり、薬物再使用に対するリスクが高い状態は継続していると言える。

こうした森田の調査は、薬物依存症の治療施設であるダルクで行われたものであり、それゆえ調査対象の薬物依存症者の認知機能の改善が見られるが（例えば、不快な感情状態に対する自己投薬という形での対処行動に対するスキーマを、薬物使用以外の別の対処行動を考

えるという別のスキーマ、思考の転換、柔軟性など)、出所後、治療もなく社会に戻った薬物依存症者の場合、認知機能の改善は見られず、薬物再使用のリスク期間は更に長引くかもしれない。

刑務所への再入所は1年以内の者が55.3%である結果や、森田のダルクにおける9ヶ月以上の治療期間が必要である結果も考慮すると、再逮捕を防止するには、刑務所出所後1年間は薬物依存症の治療期間が必要であると考えられた。

5. 本研究の限界と今後の課題

本研究は、回想による調査であるため、実際の刑務所入所回数や、再逮捕までの期間は正確なものではないかもしれない。特に高齢者や何回も刑務所に入出入りしている者、数年間社会生活をした後に刑務所に入所した者などは、欠損項目が少なくなく、信頼性に欠ける部分があるかもしれない。それにも関わらず、思い出せる限りの刑事処分歴が記入されており、回答者の努力が垣間見えるため、貴重なデータであると思われる。

出所後、東京（新宿）、大阪、千葉などの県名を記入した者がいたが、具体的な居場所が分からなかった。今後の課題としたい。

また今回は調査の目的としていないため、統計処理結果を示してはいないが、男性と女性の入寮者では、現在の年齢や薬物使用開始年齢、初逮捕の年齢や刑務所入所回数などに有意差が見られた（女性は明らかに刑務所入所回数が少なかった）。男性と女性の薬物事犯者の差異の比較・検討も今後の課題としたい。

本研究からは、刑事処分歴のある薬物依存症者に対して、ある程度の入寮型自助グループの有効性が示されたと言えるのかもしれない。しかし、そもそも日本の薬物依存症者の治療自体に大きな課題が残る。現在ほとんどの刑務所には、各都道府県にある民間の薬物依存症リハビリテーション施設、ダルクのスタッフが再犯防止プログラムに入っている。また今後、刑務所出所後の再犯防止プログラムにもダルクが活用されることになるのだが、彼らは元々薬物依存症者であり、医療の専門家ではない。

薬物依存症者に対する処遇は、世界的に見ると、治療共同体（Therapeutic Community）を用いて行われているものが主流である^{7,8)}。治療共同体のスタッフは、元々薬物依存症者であったスタッフと医療の専門家がおおよそ半分ずつの割合で薬物依存症者の治療に関わっている。精神科医をはじめとする医療関係者は常勤スタッフとして勤務しており、また元々薬物依存症者であったスタッフも、ある程度の資格要件や研修義務が課せられており、大学院卒業者も珍しくなく、薬物依存症の治療に関する専門的な知識とスキルを持っている。そのため医療の専門家と薬物依存症者であったスタッフの区別はほとんどない。

ダルクは創設以来28年が経つが、近年ようやく一部のスタッフの中には、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、看護師などの資格をもつ者、法律関係の大学院を卒業して専門知識をもつ者などが出てきている。しかし、それらはまだほんの一部であり、大部分のスタッフは、自分の薬物依存症の治療も終えていないまま、特に何かのサポートもなく、他の

薬物依存症者の世話をしている状態である。薬物依存症者に対する治療システムの発展は今後の日本の課題である。

謝辞

本研究の実施にあたり、本研究にご協力くださった薬物依存症リハビリテーション施設の施設長、スタッフ、および入寮者の皆様の御厚意、御協力に深謝申し上げます。

引用文献

- 1) 平成19年版 犯罪白書
- 2) 平成24年版 犯罪白書
- 3) 平成21年版 犯罪白書
- 4) 近藤常夫、『薬物依存を超越』、開拓社、p.97-102、2000年。
- 5) 中谷陽二、森田展彰、岡坂昌子、林志光、薬物依存者の保護観察処遇－保護観察官・保護司のアンケート調査から－、「厚生科学研究費補助金 医薬安全総合研究事業14年度研究報告書 薬物依存・中毒者の予防、医療およびアフターケアのモデル化に関する研究」P49-67、2003年。
- 6) 森田展彰、末次幸子、岡坂昌子、自助グループの実態に関する研究、「平成14年度厚生労働科学研究費補助金 医薬安全総合研究事業 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究及び社会経済的損失に関する研究」、p173-188、2003年。
- 7) 宮永耕、「治療共同体」についての研究 (1)・(2)、「平成15・16年度厚生労働科学研究費補助金 薬物乱用・依存の実態とその社会的影響・対策に関する研究」(研究報告書抜刷)
- 8) 森田展彰、根本透、和田清、末次幸子、岡坂昌子、サンフランシスコにおける薬物依存症者に対する治療共同体の研究 (I)－プログラムの概要および日本の医療・自助グループとの相違について－、「日本アルコール・薬物医学会雑誌」、38巻5号、p440-453、2003年。

注

- 1) 心神喪失者等医療観察法
2003年に法務省と厚生労働省とが中心になって成立した。心神喪失または心神耗弱の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を負えない状態）で重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、傷害）を行った者に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度。この法律ができる以前は、たとえば統合失調症などの精神障害者が、幻覚妄想状態に陥った状態で殺人を犯した時、精神科医による精神鑑定などによって責任能力がないと判断された場合、刑法39条によって心神喪失、心神耗弱とされた触法精神障害者は無罪や減刑になり、社会にそのまま戻っていた。医療観察法によって、裁判所の決定で、入院治療や通院治療を触法精神障害者に受けさせることができるようになった。

Summary

A study conducted at private drug-rehabilitation Institutions, on the actual situation of drug addicts with criminal records and prevention of repeated criminal offences

Yoshiko Okasaka, PhD, Takeaki Miyamoto, Kiyohiro Iwai
Shonne Fukushima and Shoichi Hirayama

Background:The percentage of drug-addicts re-entering prison are very high.

Objective:We examined drug addicts who were admitted to private drug-rehabilitation institutions with a history of criminal offences/incarcerations. The goal would be to minimize or prevent, even by little, the re-occurrence of criminal offences/incarceration.

Methods:This survey was conducted on 112 drug-addicts with a history of criminal offences/incarceration, at 13 various private drug-rehabilitation institutions.

Results:The average prison incarceration rate was two times. The drug-addicts were admitted to drug-rehabilitation institutions after an average of 2.7 prison terms. From the time of release, be it released on bail or released from prison, 55.3% were re-arrested within one year.

Conclusion:These results suggest that it is necessary for drug-addicts with a history of criminal offences/incarcerations to receive at least one year of drug-addiction treatment.

Keywords drug addiction, criminal offence/incarceration, repeated criminal offences

(2013年11月21日受領)